

指定介護老人福祉施設 白浦茜荘
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 雄美会

「指定介護老人福祉施設 白浦茜荘」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第 38739029 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	12
7. 苦情の受付について	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 雄美会
- (2) 法人所在地 愛媛県宇和島市吉田町白浦 3 番地 2
- (3) 電話番号 0895-52-0203
- (4) 代表者氏名 理事長 岩村 修子
- (5) 設立年月 平成 12 年 3 月 28 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 3 月 28 日指定
愛媛県第 387390298 号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 白浦茜荘
- (4) 施設の所在地 愛媛県宇和島市吉田町白浦 3 番地 2
- (5) 電話番号 0895-52-0203

- (6) 施設長（管理者）氏名 岩村 修子
- (7) 当施設の運営方針 サービス提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとします。
- (8) 開設年月 平成 12 年 3 月 28 日
- (9) 入所定員 50 人【短期入所：併設型（6 人）・空床型】

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	8 室	従来型個室 2 室、併設型 6 室
2 人部屋	8 室	多床室
4 人部屋	8 室	多床室
合 計	18 室	
食堂及び 機能訓練室	1 室	
機能訓練室	1 室	【主な設置機器】移動式平行棒、交互滑車運動器他
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽・一般浴
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準	人 員	
		常 勤	非 常 勤
1 施設長（管理者）	1 名	1（兼務）	
2 介護職員	15 名	16（兼務）	8（兼務）
3 生活相談員	1 名	1（兼務）	
4 看護師		3（兼務）	
5 看護職員	2 名	（兼務）	
6 機能訓練指導員	1 名	1（兼務）	
7 介護支援専門員	1 名	2（兼務）	
8 医師	必要数		1（兼務）
9 栄養士	1 名	1（兼務）	1（兼務）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週土曜日 14:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出1: 6:30～15:30 1名 早出2: 7:00～16:00 1名 日勤1: 8:30～17:30 1名 日勤2: 9:30～18:30 3名 遅出: 10:30～19:30 2名 夜勤: 17:30～翌9:30 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 9:00～18:00
4. 機能訓練指導員	週5日 8:30～17:30

☆土日は上記と異なります。

勤務体制は変更することがあります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、**居住費、食費を除き**通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
 - ・ご利用者のご希望に応じて、食事時間と喫食場所を選定いただけます。
- (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:10～ 夕食 17:30～

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第6条参照）

第11条 下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額及び食費・居住費の額とします。ただし、旧措置入所者は、厚生労働大臣が別に定める額によるものとし、

(1) 基本料金

○多床室（2人部屋・4人部屋）をご利用の場合（1割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	6,012円	6,624円	7,263円	7,875円	8,478円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1・2）	668円	736円	807円	875円	942円
4. 居室に係る 自己負担額	915円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	3,028円	3,096円	3,167円	3,235円	3,302円

○多床室（2人部屋・4人部屋）をご利用の場合（2割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	5,344円	5,888円	6,456円	7,000円	7,536円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1・2）	1,336円	1,472円	1,614円	1,750円	1,884円
4. 居室に係る 自己負担額	915円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	3,696円	3,832円	3,974円	4,110円	4,244円

○多床室（2人部屋・4人部屋）をご利用の場合（3割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	4,676円	5,152円	5,649円	6,125円	6,594円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	2,004円	2,208円	2,421円	2,625円	2,826円
4. 居室に係る 自己負担額	915円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	4,364円	4,568円	4,781円	4,985円	5,186円

○個室（従来型個室）をご利用の場合（1割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	6,012円	6,624円	7,263円	7,875円	8,478円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	668円	736円	807円	875円	942円
4. 居室に係る 自己負担額	1,231円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	3,344円	3,412円	3,483円	3,551円	3,618円

○個室（従来型個室）をご利用の場合（2割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	5,344円	5,888円	6,456円	7,000円	7,536円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,336円	1,472円	1,614円	1,750円	1,884円
4. 居室に係る 自己負担額	1,231円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	4,012円	4,148円	4,290円	4,426円	4,560円

○個室（従来型個室）をご利用の場合（3割負担）

（看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅲ）・個別機能訓練加算（Ⅰ）・日常生活継続支援加算を含む）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,680円	7,360円	8,070円	8,750円	9,420円
2. うち介護保険から 給付される金額	4,676円	5,152円	5,649円	6,125円	6,594円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	2,004円	2,208円	2,421円	2,625円	2,826円
4. 居室に係る 自己負担額	1,231円				
5. 食事に係る 自己負担額	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	4,680円	4,884円	5,097円	5,301円	5,502円

（2）加算料金等

ア 個別機能訓練加算	1日につき	12円	2割負担	24円	3割負担	36円
イ 日常生活継続支援加算	1日につき	36円	2割負担	72円	3割負担	108円
ウ 看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	6円	2割負担	12円	3割負担	18円
エ 看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	13円	2割負担	26円	3割負担	39円
オ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日につき	28円	2割負担	56円	3割負担	84円
カ 初期加算	1日につき	30円	2割負担	60円	3割負担	90円

（入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様）

キ 外泊時費用	1日につき	246円	2割負担	492円	3割負担	738円
---------	-------	------	------	------	------	------

（病院等への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合）

ク 科学的介護推進加算	1月につき	40円	2割負担	80円	3割負担	120円
ケ ADL維持等加算	1月につき	30円	2割負担	60円	3割負担	90円
コ 協力医療機関連携加算	1月につき	100円	2割負担	200円	3割負担	300円
サ 退所時情報提供加算	1回につき	250円	2割負担	500円	3割負担	750円

（入院時や医療機関へ退所する場合、月1回に限り算定）

シ 医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護職員、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度として、死亡月に次の額が加算されます。

看取り介護加算：1日につき

死亡日以前31日～45日	72円	2割負担	144円	3割負担	216円
死亡日以前4日～30日	144円	2割負担	288円	3割負担	432円
死亡日の前日及び前々日	680円	2割負担	1,360円	3割負担	2,040円

死亡日 1,280 円 2 割負担 2,560 円 3 割負担 3,840 円
ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定されません。

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として上記基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に 14.0% を乗じた単位数で算定した額が加算されます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記のとおりです。（契約書第 20 条、第 22 条参照）

・多床室をご利用の場合

1. サービス利用料金	2,460 円
2. 居室に係る自己負担額	915 円
3. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
4. 自己負担額（1+2-3）	1,161 円

・個室（従来型個室）をご利用の場合

1. サービス利用料金	2,460 円
2. 居室に係る自己負担額	1,231 円
3. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
4. 自己負担額（1+2-3）	1,477 円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方は、次の通り施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

介護保険負担限度額認定申請を行い、第 1 段階～第 3 段階に該当になった場合は、居室・食事の自己負担額は下記のようになります。

何段階に該当するか否かは、市町村が調査をして決定されます。

〔1日あたり〕（ ）内は月額概数

対 象 者		区 分	居住費(滞在費)		食 費 上段：特 養 下段：ショート
			多床室(相部屋)	個室(従来型個室)	
生活保護受給者		利用者負担	0円	380円	300円 (0.9万円)
		第1段階	(0.0万円)	(1.2万円)	300円 (0.9万円)
市 民 世 帯 全 員 課 税 者	年金収入額等合計所得金額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430円 (1.3万円)	480円 (1.5万円)	390円 (1.2万円) 600円 (1.8万円)
	年金収入額等合計所得金額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	430円 (1.3万円)	880円 (2.7万円)	650円 (2.0万円) 1,000円 (3.0万円)
	年金収入額等合計所得金額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	430円 (1.3万円)	880円 (2.7万円)	1,360円 (4.1万円) 1,300円 (3.9万円)
	上記以外の方	利用者負担 第4段階	915円 (2.8万円)	1,231円 (3.7万円)	1,445円 (4.4万円) 1,445円 (4.4万円)

※生活保護の場合のサービス利用料金については、生活保護法が適用され介護扶助の対象となるため基本料金のご負担は発生しません。

居住費、食費のみのお支払いになります。

※年金収入額には老齢年金等の課税年金だけでなく非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

※世帯全員が市町村民税を課税されていない者でも、預貯金など（現金、有価証券なども含む。）の合計が
配偶者がいる場合は

第2段階：1,650万円超、第3段階①：1,550万円超、第3段階②：1,500万円超
配偶者がいない場合は

第2段階：650万円超、第3段階①：550万円超、第3段階②：500万円超
をお持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計が、配偶者がいる場合は2,000万円超、いない場合は1,000万円超 お持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

※配偶者が市町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても軽減の対象外になるものとします。

※合計所得金額のうち、譲渡所得は特別控除を除いた金額です。

※合計所得金額のうち、給与所得は所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した金額です。

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

（２）（１）以外のサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円（丸刈りの場合 1,500円）

③ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 1,000円（手数料及び保険料の実費程度）

④テレビ、ラジオ持込みの場合 日額50円

⑤日用品、医療消耗品

ご利用者が当施設で生活していく上で必要な物品を購入することが出来ます。

歯ブラシ、入歯洗浄剤、ティッシュ、アロエクリーム、注入器、尿器等

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく事がございます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備 考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年を共にお祝いしたいと思います。）餅つき	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行い1年の福を集めたいと思います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	上旬ーお花見（施設内外にて、お花見を行います。）	
5月	母の日会（ご家族懇談会）	
6月	父の日会	
7月	七夕会	
8月	納涼祭	
9月	敬老会（ご家族懇談会）・お月見会	
10月	運動会	
11月	秋祭り	
12月	忘年会・クリスマス会	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道

⑦複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第 21 条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合で、事情により退居できない期間の料金 5,000 円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日頃に請求書を郵送いたしますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

伊予銀行	吉田支店	普通預金	1 2 6 7 0 5 7
郵便局	1 6 1 4 0	—	1 5 2 7 4 3 5 1
宇和島信用金庫	吉田支店	普通預金	0 5 2 3 8 9 3
えひめ南農協協同組合	立間中央支所	普通預金	0 0 0 0 4 1 9
愛媛銀行	吉田支店	普通預金	1 6 3 3 4 0 9
口座名義人	社会福祉法人	雄美会	理事長 岩村 修子

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：伊予銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、農協、愛媛銀行

※手数料が別途かかります。

伊予銀行、信用金庫、愛媛銀行 … 110 円

えひめ南農協 … 55 円

ゆうちょ銀行 … 10 円

※ ご希望の方は、事務室までご連絡ください。

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 いわむらクリニック
所在地	宇和島市吉田町魚棚 20 番地 3
診療科	内科、外科、リハビリテーション

医療機関の名称	宇和島市立吉田総合病院
所在地	宇和島市吉田町北小路甲 217 番地
診療科	内科、外科、眼科、歯科、リハビリテーション科、耳鼻科 他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡本歯科
所在地	宇和島市吉田町立間尻甲 1782 番地 1

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第 15 条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が非該当又は要支援と判定された場合（但し、ご利用者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為

を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 利用者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 20 条関係)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額(多床室をご利用の場合は 1 日当たり 915 円、個室(従来型個室)をご利用の場合は 1 日当たり 1,231 円))

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について(契約書第 24 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 岩村 修子
- 苦情受付窓口 事務長(担当者)薬師寺 重治
生活相談員 森田 智絵
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○第三者委員 山口 勝也 松浦 富士雄

・ 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(苦情受け付けボックスを事務室前カウンターに設置していますので、ご利用下さい) なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

・ 苦情受け付けの報告・確認

苦情受け付け担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

・ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇和島市 高齢者福祉課 介護保険担当窓口	所在地 宇和島市曙町 1 番地 電話 0895-24-1111 FAX 0895-24-1126 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日年末年始を除く)
西予市 長寿介護課 介護保険担当窓口	所在地 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 電話 0894-62-1111 FAX 0894-62-1968 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日年末年始を除く)
愛媛県国民健康保険 団体連合会 業務管理課	所在地 松山市高岡町 101 番地 1 電話 089-968-8800 FAX 089-968-8800 受付時間 8:30~17:15 (”)
愛媛県社会福祉協議会 に設置された愛媛県運営 適正委員会(苦情解決部会)	所在地 松山市持田町 3 丁目 8 番 15 号 電話 089-998-3477 FAX 089-921-5289 受付時間 9:30~12:00、13:00~16.30 (”)

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 _____)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造2階建

(2) 建物の延べ床面積 2,534.25 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年5月 9日指定 愛媛県 3873900322号

[通所介護] 平成12年4月18日指定 愛媛県 3873900314号

[居宅介護支援事業] 平成12年4月18日指定 愛媛県 3873900306号

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

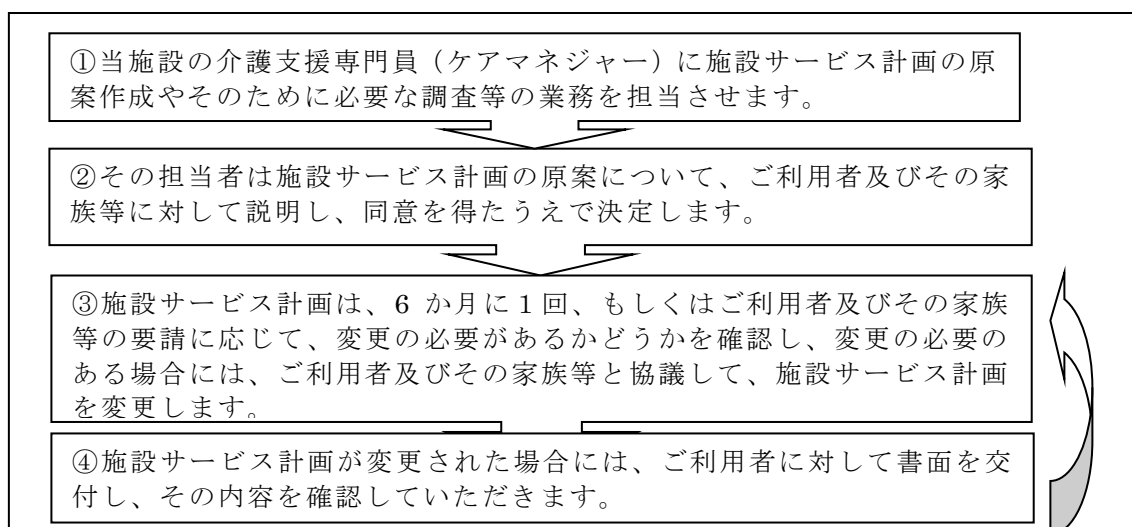
医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

医療業務の医師と業務委託契約を交わしています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ①貴重品：現金、貴金属等
- ②厳禁物：果物ナイフ以外の刃物及び類する危険物
火災の発生する恐れのある器具類
- ③その他：仏壇（句牌は可）、冷蔵庫、机等のベットサイドに置けない大きな物
- ④動物：小動物を含む一切の生き物

(2) 面会

面会時間 8：30～20：00

月～金、祝日 … 17：00 に閉まりますので、職員入口より出入り下さい
土 … 16：00 に閉まりますので、職員入口より出入り下さい
日 … 閉館しておりますので、職員入口より出入り下さい

※ 事務所窓口で面会カードがございますので、来所の際にはご記入下さい。

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※ なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みは、できるだけご遠慮ください。

持ち込まれる場合は、入所者の健康管理、食品の衛生管理に支障を来す場合がありますので、寮母室までお申し出下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、多床室をご利用の方は 1 日につき 1,161 円、個室＜従来型個室）をご利用の方は 1,477 円（介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、その食費について不要となります。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は喫煙できません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

8. 緊急時の対応について

事業所の職員等は、サービスを行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9. 衛生管理について

- ・事業所は、ご利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- ・事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めます。

10. 非常災害対策について

施設は、非常災害時に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 領収書について

当荘では領収書の再発行は致しておりません。また、この領収書は所得税医療費控除申請書等に必要ですので、大切に保管して下さい。

12. 外部評価について

当荘では外部評価は受けていません。